

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 58 退職給付会計基準の未適用事項の開示について

平成 26 年 3 月期から新しく適用される会計基準として、今回の決算のトピックでもある「退職給付に関する会計基準」（以下、「新基準」とする。）があります。

この新基準は原則として平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表からの適用となります（新基準 34）が、新基準のうち一部は平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用されます。

具体的には、新基準における退職給付債務及び勤務費用の定め、並びに過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合などの特別損益における表示の定めについては、原則として平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用されます（新基準 35）。

そのため、これらの項目について早期適用をしていないかぎり、適用した会計基準の中に未適用の事項が生じることになります。

このように既に公表されている会計基準等のうち、同一の基準でありながら適用時期の異なる事項がある場合には「未適用の会計基準等」として平成 26 年 3 月期の決算において開示が必要となる可能性があります。

この場合には「未適用の会計基準等」として、重要性の乏しいものを除き、下記の注記事項を開示することが考えられます（連結財務諸表等規則 14 条の 4、財務諸表等規則 8 条の 3 の 3 第 1 項参照）。

- (1)当該会計基準等の名称、及びその概要
- (2)当該会計基準等の適用予定日
- (3)当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

(3)の財務諸表に与える影響に関する事項には、新基準適用後の利益に与える影響額を記載することとなりますが、財務諸表等の作成時点で当該影響額を評価中である場合にはその

旨を記載することとなります（財務諸表等規則ガイドライン 8 の 3 の 3-1-3）。
なお、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表に「未適用の会計基準等」を注記することで足り、財務諸表の注記事項として記載する必要はありません（財務諸表等規則 8 条の 3 の 3 第 2 項）。

(2014/4/28 号より)